

秋田県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成28年6月10日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 供用開始の区間

| 道路の種類 | 路線名  | 区間   |
|-------|------|--|
| 国道    | 398号 | 雄勝郡羽後町西馬音内字中野131番地先から<br>雄勝郡羽後町西馬音内字川原田44番地先まで |

2 供用開始の期日 平成28年6月10日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田県雄勝地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成28年6月10日から同月24日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）